

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回宍粟市自治基本条例検証委員会	
開 催 日 時	令和2年11月16日（月）午後2時～午後3時30分	
開 催 場 所	一宮市民協働センター 2階研修室	
議長（委員長・会長） 氏 名	委員長 上田 学	
委 員 氏 名	（出席者） 幸島幸博、中川まゆみ、大井信明、小田伸二、 柴原勝志、稲田勢津子、上田 学、野毛敬子、 池本了一、鳥羽敏美	（欠席者） なし
事 務 氏 名	まちづくり推進部：津村部長、消防防災課：田村次長兼課長、 市民協働課：小河課長、福田係長、日下主事	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・条文ごとに方向性を確認した。（第31条～第36条）	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 上田 学 ⑩	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	※開会
委員長	※あいさつ
委員長	前回会議の確認事項について事務局から説明を。
事務局	前回、第25条の行政評価に関する項目について検証が保留となっていた部分、委員さんより質問のあった河川の使用とごみについて説明させていただく。第25条、行政評価について、評価をどのように市政に反映させていくのかという質問について担当に確認したところ、評価結果は予算を取りまとめる財政課に情報として提供し、できる範囲で予算に反映させていくことを毎年度繰り返す、市政に反映させられるよう取り組んでいる。
委員長	第25条についての追加説明であるが、何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし
委員長	次に河川の使用とごみの問題について事務局から説明を。
事務局	自治基本条例の中に関連条文はないが、ごみの関係であるため環境課に確認した。河川の使用については基本的に公共のものであるためバーベキューなど自体は法に抵触しない。ただ、不法投棄となれば廃棄物処理法や河川法で禁止される。河川管理者が後片付け、火の始末、近隣への騒音配慮など呼びかけを行っているが、一人ひとりのマナーの部分であり、完全な取り締まりができていないわけではない。宍粟市においても、不法投棄がされやすい場所に抑制看板の設置、自治会に協力いただくクリーン作戦への支援などを行っている。不法投棄などを目撃された場合には警察へ通報を。すでに河川がごみだらけである場合には、原則として、ごみの撤去は河川管理者が行うことになるので、まずは市の建設課に相談をいただければ。
委員長	意見、質問等なければ確認はここまでとし、次の条文の検証に入りたいがどうか。
委員	※特になし
委員長	では第31条について検証に入る。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし

委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第32条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	職員に対してのコンプライアンスの確保には取り組まれていることはよく理解できるが、例えば、若者の給付金不正受給などニュースで耳にするが、一般市民のコンプライアンスの確保について、指導や自覚を持たせるのもこの条文が示すところか。
事務局	本条では、市議会と市の執行機関といった公権力を行使する立場の者が遵守することが条文の趣旨。いろいろな側面はあるが、刑罰に触れる部分は教育や消費者協会に関わってくる部分ではないかと。倫理観の部分となるため、人権研修や教育現場での取り組みが必要になってくるのではと思う。
委員	市民に関わるすべてを条文に盛り込むことはむずかしく、市に責任を持たせることも難しい。刑罰が必要なことは警察に取り締まってもらわなければならないのでは。
委員	コンプライアンスマネージャーとは市の職員が担当するのか。
事務局	各部署の次長級職員が担当し統括している。
委員	では、コンプライアンスマネージャーの育成はどこがしているのか。
事務局	育成は総務課が所管となる。外部の講師を招いての研修なども行っている。
委員	雇用形態によって正規職員、契約職員と違いがあるがすべての職員に不足なくコンプライアンスを確保することは大変だと思うが、今後もマネージャーを中心に取り組んでいただければと思う。
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第33条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	新型コロナウイルス感染症に係る宍粟市対処方針は自治基本条例のこの条文に基づいて出されているのか。
事務局	国の対処方針に基づいて、まず県の対処方針が出される。宍粟市ではこの県の対処方針に基づいて、整合性を取りながら作成している。

委員	宍粟市の場合、しーたん放送やしそチャンネルでコロナウイルスについて放送して下さることで、市民一人ひとりが感染症対策について意識できているのではと感じる。今後も続けて欲しい。
委員	コロナウイルスや感染症に関する指針はこの条文に含まれているのか。
事務局	災害等の「等」の中に感染症についても含むものと考えている。
委員	所管は消防防災課か。
事務局	そのとおりである。ただし、感染症の場合は専門の対応も必要になるため、消防防災課と保健福祉課が対策本部事務局となる。風水害や地震など自然災害については消防防災課が対策本部事務局となる。
委員	感染症に関することは地域防災計画に入っているのか。
事務局	風水害や地震による災害後の感染症対策については入っている。今回の新型コロナウイルスのような感染症に関しては、地域防災計画とは別に新型インフルエンザ等対策行動計画に示しており、これは、平成21年に新型インフルエンザが流行した際に作成された行動計画である。今回の対処等はこれに基づいている。
委員	自治基本条例のこの条文は、今回のような感染症の対策とは関係ないということか。
事務局	具体の行動計画としては新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対処している。
委員	災害等の「等」という言葉にまとめてしまうのは不十分なのではないか。
事務局	自治基本条例というのは、宍粟市にたくさんある条例の中でも上位の位置付けであり、災害「等」のなかには、従来の自然災害の他に、例えば新型インフルエンザやテロなど国土防衛上の危機など、行政機能が麻痺してしまう重大な事態を想定したうえで、あらゆるすべての事象を含めた災害「等」と定義づけしている。地域防災計画の中には避難所での感染症対策などの小さな位置づけのものしか示しておらず、それとは別に、今回の新型コロナウイルスのように世界的なパンデミックを想定した場合の国の法律に基づいて、宍粟市行政としての行動計画は別に作成している。位置づけとしては地域防災計画と並列になる。
委員	市行政としての取組みはよく理解できるが、一市民としてどうすればよいのかわかりにくい。市民への情報発信は十分にされているのだろうか。感染者個人名を発信して欲しいわけではないが、具体的にどう行動したらよいのか情報が遅いのではないか。デマに惑わされることがないようにとお知らせがあった

	<p>が、前提として市が市民の知りたい情報を発信していないことが様々な憶測を生み出すことにつながっているのでは。条文や行動計画の中に市民への情報発信について言及することができれば、そのような状況も良くなるのではと感じた。すべての情報を出すことができない状況もあると理解できるが、できるだけ早く、正しい情報が市民に共有されるように努力いただきたい。</p>
事務局	<p>感染症は特殊でデリケートな問題である。感染者の対応や聞きとりは龍野健康福祉事務所が行い、場合によっては市へも情報が提供されないことがある。しかし、集団感染が発生した場合、感染拡大の恐れのある場合はこの限りではなく、龍野健康福祉事務所の判断のもと、消毒や濃厚接触者の対応が行われ、市民を危険にさらさない処置がとられるようになっている。市から発出できる情報が限られている中で、これまでどおり、市民一人ひとりが感染症対策を講じていただくよう呼びかけることが市の役割であることもご理解いただきたい。</p>
委員	<p>宍粟市はクラスター発生と判断する基準をもっているのか。</p>
事務局	<p>クラスターについては県が判断するため、それに基づいて対処をする。</p>
委員	<p>災害「等」という言葉の中に含まれているということであれば、特に条文に加筆する必要はないのでは。</p>
委員	<p>災害「等」という言葉に入っているとしなければ、扱いきれないのでは。</p>
事務局	<p>災害等の条文の意味するところは、宍粟市で想定外の大規模な事象が起こった場合に、行政が適切に対処していけるよう、それぞれの事象に適応した行動計画を事前に準備する必要があるというところであり、それらの大もとが自治基本条例の第33条にあたりと考えている。</p>
副委員長	<p>非常に難しいところである。市民がどんな情報を知りたがっているのか、仮にもこれは興味本位な要求であってはいけないと感じる。しかし身に迫る危機に対しては対策をとるべく正しい情報が必要である。管轄である龍野健康福祉事務所から、市に正しい情報がない段階で、市が動けないのは仕方がない。市としては、出せる限りの正しい情報を出していただくことと、引き続き感染拡大を防止するために注意喚起を続けていただくという対応でいいのではないかと思う。大前提として自治のある地域の中で、お互い顔見知りの市民同士が信頼関係を構築していくことの方が重要だと感じる。</p>
事務局	<p>感染拡大の可能性がある場合は、対象者には正しい情報と対処法についてコンタクトをとることができる体制がある。龍野健康福祉事務所と連携しながら、今後も対処していきたいという思いである。</p>
委員長	<p>新型コロナウイルスについては判断が難しいところもあるが、第33条についてほかに意見、質問等あるか。</p>

委員	※特になし
委員長	条文の中での災害等とはいろいろなことが想定された上での意味を持っており、地域防災計画や感染症の行動計画など、その事象にあったものが設けられているということであるが、それぞれの計画の中で不足している部分など意見やお気づきの点はあるか。先ほど説明があったように情報公開については厳しい部分もあることはご理解いただきたい。
委員	それでも情報公開について、市が知り得た正しい情報をすみやかに提供するという文言がどこかにおいて然るべきだと感じる。新型コロナウイルスに限らず、情報の公開が遅いと感じることはある。情報公開についてももう少し明言してあれば、市民も積極的に市に対し情報を求めやすくなるではないか。
副委員長	第33条第5項の対策を講じなければならないという部分で、対策という文言の中に正しい情報の提供という意味も入っているのではと感じる。この条文に情報を公開するという一文を追加しても意味は通るが、条文自体に手を加えるのは難しいところもある。しかし、今回の場合のように、皆が疑心暗鬼になっている中、正しい情報が公開されることの重要性は高くなっている。SNSなどの普及でデマ等が簡単に出回ってしまう。そんな中で、声高に言葉にし、皆が正しい情報への意識を高めることは重要だと感じる。
委員	対策という文言の中には情報公開も含まれているのではないのか。
事務局	様々な事情はあれど、正しい情報が市民のみなさんのもとに早い段階で届けることができている事例もあると感じる。またその逆で、迅速に対応できている事例もある。各自治会で責任をお持ちの立場の方としては、気になる部分もあると思う。今いただいたご意見を、対策を講じるという部分の具体内容の提言としていただくのはいかがか。
委員	現状、しそ防災ネットへの登録が少ないと感じる。登録することで正しい情報が迅速に公開される環境を整えていただけると、自治会員に登録を促す立場としても勧めやすい。今後の対応に期待したい。
委員長	まとめとしては、様々な意見があったが第5項の「対策」の部分について提言を提出することとして、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第34条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。

委員	異議なし。
委員長	次に、第35条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	最後に、第36条について検証する。何か意見、質問等あるか。
副委員長	確認すべきは検証の期間であるが、現状として長すぎることも短すぎることもなく、適当であると感じる。
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	すべての条文の検証が完了したが、事務局が前回までの検証について皆さんの意見をまとめている。また、追加資料の地域自治区制度について副委員長より意見があったため、それらについて事務局の説明を。
事務局	※追加資料について説明
委員長	質問や訂正、意見などあるか。
副委員長	地域自治区制度については知り合いから情報提供があった。第21条に関する内容で、すでに検証が終了している条文であるが、地域自治区制度という話だけでも検証の場で提案いただきたいということであったため、今回時間をとっていただいた。地域自治区制度のメリットとしては、枠を決めて予算をつけることができること、そしてメリットでありデメリットであるのが、市区町村の長が選任、設置する点。これに関しては、宍粟市が考える地域発生型の協議会とは少しニュアンスが違う。しかし、長が選任し、無理やり箱をつくってしまうことで、そこに活動実態が付いてくる場合もある。宍粟市は地域協議会でまちづくりを進めているが、地域自治区という制度もあることを検証委員会で認識いただくことで、例えば、5年後に第21条を検証する際の参考になるのではと資料を提供した。
委員長	地域自治区制度について検証委員会に決定権があるわけではないと思うが、知っていただくことで今後につながると考える。ほかに検証委員会全体について確認事項などあるか。
委員	※特になし

委員長	検証結果のまとめ内容について質問や意見などあるか。
委員	※特になし
委員長	提言はまとめ内容に沿って最終的には委員長、副委員長でまとめることとなる。委員の中でもほかに意見等あれば、事務局へ連絡を。委員のみなさんには4回にわたる検証委員会で、ご支援とご理解をいただき感謝している。
副委員長	※閉会あいさつ

発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。